

新旧対照表

○木更津市空家等対策協議会会議運営要領の一部改正

新	旧
<p>○木更津市空家等対策協議会会議運営要領 平成29年4月25日決定 改正令和○年○月○日決定</p>	<p>○木更津市空家等対策協議会会議運営要領 平成29年4月25日決定</p>
<p>木更津市空家等対策協議会会議運営要領 (趣旨)</p>	<p>木更津市空家等対策協議会会議運営要領 (趣旨)</p>
<p>第1条 この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第3項の規定に基づき、木更津市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第3項の規定に基づき、木更津市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p><u>(会長及び副会長の互選)</u></p>	<p><u>(協議会の会長及び副会長)</u></p>
<p><u>第2条 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。</u></p>	<p><u>第2条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。</u></p>
<p>(協議会の会議)</p>	<p><u>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</u> <u>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u> (協議会の会議)</p>
<p>第3条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。</p>	<p>第3条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。</p>
<p>2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。</p>	<p>2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。</p>
<p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>(関係者の出席等)</p>	<p>(関係者の出席等)</p>
<p>第4条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>	<p>第4条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>
<p>(会議録)</p>	<p>(会議録)</p>
<p>第5条 会議録に署名する委員は1名以上とし、議長が会議において指名する。</p>	<p>第5条 会議録に署名する委員は1名以上とし、議長が会議において指名する。</p>
<p>(秘密の保持)</p>	<p>(秘密の保持)</p>
<p>第6条 協議会の委員及び会議に出席を求められた者は、正当な理由なく協議</p>	<p>第6条 協議会の委員及び会議に出席を求められた者は、正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後</p>

会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後
も、同様とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の会議運営に関し必要な事項は、
会長が協議会に諮ってその都度決定する。

附 則

この要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。

も、同様とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の会議運営に関し必要な事項は、
会長が協議会に諮ってその都度決定する。

附 則

この要領は、平成29年4月25日から施行する。